

## 令和4年度第1回東久留米市地域自立支援協議会

令和4年5月19日

【地域支援係長】 それでは、定刻になりましたので、東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、障害福祉課地域支援係長の杉と申します。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

それでは、既にお配りしておりますお手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、委嘱書の交付、机上配付です。新たな任期に伴いまして、委嘱書を机上配付しております。本来でしたら、市長より直接手渡しで交付するところですが、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、接触機会を減らすため、机上配付させていただいております。よろしくお願ひします。

なお、本日、皆様御出席ですね。よろしくお願ひします。

本日の会議は、午後3時半までの予定になっておりますが、早めに終了する場合もございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

では、委嘱書の交付に続きまして、福祉保健部長より一言御挨拶を申し上げます。浦山部長、よろしくお願ひします。

【福祉保健部長】 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介にありました、この4月から福祉保健部長に着任いたしました浦山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、富田市長が他の公務で欠席ということでございますので、市長の代わりに私のほうから一言御挨拶をさせていただければと思います。

改めまして、皆様におかれましては、日頃より障害福祉施策の推進に御理解、御協力を賜りまして、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、日々御尽力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、東久留米市地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第89条の3）の規定に基づきまして、平成24年10月よりこの協議会が設置されているものでございます。

協議内容は大きく5つございます。1点目が相談支援事業に関わる中立・公平性の確保に関する事、2点目が地域の関係機関によるネットワークの構築に関する事、3点目が地域の社会資源の開発及び改善に関する事、4点目

が社会福祉計画に関する事、最後に5点目がその他障害福祉に関する事、協議会が必要と認める事項となっております。

委員の皆様には、これまでも多くの御意見、また御提言をいただいているところでございます。今後とも社会福祉施策の推進に向け、活発な御議論、また御協議いただけると期待してございます。

このことをお願いしまして、私のほうから簡単ではございますが、御挨拶をさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【地域支援係長】 ありがとうございます。

それでは、資料の確認を行ってまいります。お手元の資料を御覧ください。議題を進める前に、資料の不足がないか確認いたします。まず、一番上の資料が本日の次第になります。続きまして、「資料1-1、東久留米市地域自立支援協議会委員名簿（専門部会案）」でございます。続きまして、「資料1-2、令和4年度東久留米市第6期障害福祉計画PDCA表」でございます。その次が、参考資料、厚生労働省資料として、「共同生活援助（グループホーム）の概要」、これが1枚、次がホチキス留めになっています参考資料、東京都資料の「重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設（日中サービス支援型）」でございます。最後は、「ミライロIDとは？」の両面印刷になっているプリントになります。あと、先ほど東久留米特別支援学校の小田部委員から学校の資料をいただきましたので、配付させていただいておりますので、そちらのほうも御確認をお願いします。

配付資料は以上になります。不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、会を進めるに当たっての注意事項をお伝えさせていただきます。この会では、議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。御発言の際は、着席のまま結構でございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。本日は第1回ということですので、委員の方の自己紹介から始めさせていただきたいと思っております。机の順で進めさせていただければと思っておりますので、村山委員のほうから半時計回りで自己紹介していただければと思っております。村山委員、河野委員という形で進んでいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【委員】 村山です。東京学芸大学に勤めておりまして、特別支援教育の研究教育に携わっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 さいわい福祉センター施設長の河野と申します。着任は前年度で

して、その前は飯島がおりましたが、前年度から異動で着任いたしました。前年度はなかなかこういった対面の場がなかったので、みなさんとこうやってお会いできるのをすごく楽しみにしておりました。本日はよろしく願いいたします。

【委員】 障害福祉サービス事業者第3の(4)の磯部です。社会福祉法人イリアンソスの理事をやっています。通所3つと生活寮を4ユニットと、あと子供の児童デイをやっています。最初からこの協議会には参加させていただいていますが、よろしく願いします。

【委員】 NPO法人武蔵野の里の高原といいます。武蔵野の里では、主なる利用者の方は精神障害者の方で、作業所が2か所、くるめパソコン作業所とぶどうの郷、グループホームむさし野、あと計画相談などをやっております。私は、以前はぶどうの郷で作業所の方をやってきましたけれども、現在はグループホームの方で世話人と管理者ということでやっております。よろしく願いします。

【委員】 NPO法人ゆうの理事長をしています有馬です。ゆうは、知的障害者の方を対象に居宅支援、放課後デイサービスと、あと移動支援日中一時、それと相談支援、有償移送などのサービスを行っています。よろしく願いします。

【委員】 表の上から2番目、斎藤利之です。よろしく願いいたします。本業は、全日本知的障がい者スポーツ協会というところで会長職をしております。全国の知的障害スポーツ連盟を束ねています統括団体の会長でございます。また、アジア全体の責任者ということで、日本と世界の知的障害者スポーツの発展に寄与しているところでございます。また一方、大学の教員としても障害者福祉の専門家というところで、教鞭を執らせていただいております。東久留米といたしましては、子ども・子育て会議の会長職を10年ほどさせていただいたり、男女平等推進委員会でもお世話になっているところでございます。よろしく願いいたします。

【委員】 皆さん、こんにちは。東久留米市手をつなぐ親の会の堀野めぐみと申します。令和元年度より会長を務めさせていただいております。よろしく願いします。

【委員】 家族会の蒼空会の吉野と申します。今回が初めての参加ですので、よろしく願いします。

【委員】 地域生活支援センターめるくまーの小林と申します。主に精神障害者の方を対象に相談業務をやっております。今後ともよろしく願いいたします。

【委員】 東久留米特別支援学校の進路担当の小田部と申します。本校は、昨年、令和3年度開校という新しい学校になっております。昨年この会にも所属していましたが、対面がなかったので、資料等をお渡しすることとか、学校のお話をさせていただくことができませんでしたので、今日は資料を持ってまいりました。清瀬特別支援学校の高等部のみが移ってきてというのと、あと全都が学区域になっている職能開発科というところが併置された学校として、令和3年4月に開校しております。学校は2年目になりまして、生徒も増えてきております。また、皆様といろいろお話しさせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日は進路ということで、学校の実習の資料であるところ、進路選択をどういうふうにしているのかみたいなところを資料として入れさせていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 ハローワーク三鷹の私、内藤と申します。ハローワーク、皆さん御存じだと思います。就労全体、仕事に関する御相談、就職に関してという形になりますが、その中で障害者のほうを担当しております。よろしく願いいたします。

【委員】 皆さん、こんにちは。多摩小平保健所の臼井と申します。令和3年度より、横井に代わりまして臼井が担当させていただいております。日頃から皆様には、精神障害の方、あとは難病などで在宅で療養されている方々の支援等に御協力いただきましてありがとうございます。今後とも連携を取って行っていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 民生・児童委員の深海と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 東久留米の身体障害者の会の副会長をやっています松本と申します。よろしく願いいたします。

【委員】 東久留米市社会福祉協議会の岡野です。担当は権利擁護、特に成年後見、地域福祉権利事業ということで担当しております。障害関係ですと、成年後見制度を利用されない世帯が非常に多いというのが、これは都内全域もそうでございますが、特に東久留米のほうも相談に来る方が本当に年数件という形で、ほとんどが高齢者の関係で成年後見の相談を受けているという状況です。よろしく願いいたします。

【地域支援係長】 ありがとうございます。

次に、事務局のほうも自己紹介をさせていただきます。

まず、先ほど御挨拶させていただきました福祉保健部長の浦山でございます。

【福祉保健部長】 福祉保健部長、浦山です。どうぞよろしく願いします。

【地域支援係長】 続きまして、障害福祉課長の桑原でございます。

【障害福祉課長】 4月に着任いたしました障害福祉課長の桑原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【地域支援係長】 管理係長の畠山でございます。

【管理係長】 管理係長の畠山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【地域支援係長】 精神担当の主査の藤でございます。

【主査】 藤と申します。今年度もよろしくお願いいたします。

【地域支援係長】 わかくさ学園学園長の宮沢でございます。

【わかくさ学園長】 宮沢です。よろしくお願いいたします。

【地域支援係長】 あと、福祉支援係長が、以前、太田が配属されていたんですが、4月に異動になりまして、後任は内藤という者になります。本日は欠席させていただいております。誠に申し訳ございません。

私は地域支援係長の杉でございます。これから1年間よろしくお願いいたします。

それでは次に、会長の互選と副会長の指名に移らせていただきます。障害福祉課長より御説明させていただきます。お願いします。

【障害福祉課長】 改めまして、障害福祉課長、桑原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会につきましては、「東久留米市地域自立支援協議会設置要綱」によりまして必要な事項を定めているところでございます。

会議を進めるに当たりまして、会務を総理する会長を選出する必要がございます。設置要綱のほうでございますが、これは第4の規定によりまして、「会長は委員の互選により選出し副会長は会長が指名する」とされてございます。この規定に基づきまして、会長は委員の皆様から互選により選出をいただければというふうに思っております。委員の皆様の御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

有馬委員、よろしくお願いいたします。

【委員】 有馬です。昨年度から引き続きで、村山先生にお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

【障害福祉課長】 ただいま村山委員ということでお話がございました。ほかに御意見等ございますでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、村山委員に会長をという御推薦でございます。異議がなければ、拍手をもって御承認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

( 拍 手 )

【障害福祉課長】 ありがとうございます。それでは、村山会長におかれましては、規定によりまして、副会長の御指名をお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

【会長】 改めまして、村山でございます。よろしく願いいたします。

副会長といたしまして、前期からの継続性という観点から、磯部委員をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【障害福祉課長】 会長の御指名で、磯部委員ということでございます。磯部委員に副会長、どうぞよろしく願いいたします。

【委員】 よろしく願いします。(拍手)

【障害福祉課長】 大変申し訳ございません。次第の中で会長の互選、副会長の指名の後に、部会の構成ということがございます。こちらのほうを引き続き、私のほうから御説明をさせていただければと思います。

当協議会では「住みよい街づくり部会」「子ども部会」「就労部会」の3つの専門部会がございまして、会長を除く全ての委員に、3つの専門部会のうちいずれかに所属をしていただくという形になってございます。

部会についてでございますが、昨年度までの状況を反映させていただきました「案」といたしまして、資料1-1を御用意してございます。資料1-1としまして、東久留米市地域自立支援協議会委員名簿(専門部会案)(令和4年度)というものになってございます。今回、新たに委員になられた方もいらっしゃいますが、前任の方と同じ部会に所属をしていただきたいという形で設けさせていただいております。事務局としてこれを御提示させていただいております。皆様に御意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

特に御意見、御異議がなければ、部会の所属につきましては資料1-1のとおりと決定をさせていただきまして、「案」を取らせていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

【地域支援係長】 ありがとうございます。

それでは、村山会長には会長の席に御移動いただきまして、会長就任の御挨拶とこれからの会議の進行のほう、お願いいたします。

【会長】 村山でございます。改めまして、よろしく願いいたします。

就任の挨拶というほど、何も用意してないんですけども、特にこれだけのそれぞれのお立場でお仕事、御経験のおありの委員の皆様が集まっていられるので、私といたしましてはできるだけ議論が活発になるような会の運営を進めていければと考えております。全ては地域の社会福祉の活性化のため

ということで、一応そういう方針で進めさせていただきたいと思っておりますので、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第の4の協議事項から、私のほうで進めさせていただきますが、傍聴を希望される方が今日いらしているかということですか。

【地域支援係長】 本日はいらっしゃいません。

【会長】 通常ですと、傍聴の希望が恐らく事前に事務局に来ていて、基本的にはお認めするという事になっていると思いますが、今日は傍聴希望の方おられないということですので、このまま進めさせていただきます。

それでは、改めまして、次第の4番、協議事項の第6期障害福祉計画の振り返り（P D C A）ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

【管理係長】 第6期障害福祉計画のP D C Aにつきまして、私、管理係長の畠山から御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、地域自立支援協議会の皆様に御協議いただきながら、令和2年度末、令和3年2月に策定いたしましたものでございます。こちらは令和3年度から令和5年度までの市における障害福祉の目標と、数値の見込みを定めたものになります。毎年度、地域自立支援協議会のほうでP D C Aという形で御報告させていただきまして、皆様に御協議いただいている内容となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料1-2の1ページを御覧ください。こちらは障害福祉計画の令和5年度に向けた目標の設定となっております。国が定める計画の「基本指針」に基づきまして、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等に関する令和5年度末における数値目標を定め、計画を推進しております。令和3年度から第6期の計画が新しくスタートしているところでございます。

まず、1ページ目の(1)でございますが、「福祉施設入所者の地域生活への移行」というところでございまして、令和元年度末の施設入所者の方の6%以上が地域生活へ移行すること及び令和元年度末時点の施設入所者の方の1.6%以上の数値が削減されることという事を目標にしておりますが、令和元年度末の施設入所者の方94人いらっしゃったところ、令和3年度末も同じく94人という形で、数としてはそのまま変わっていないところでございます。

ただ、地域生活への移行者というところで6人という形で記載しているんですけども、こちらそのうちの4名の方は亡くなられたところとなりまして、またほかの2名の方も介護施設への移行ですとか、御入院されたという形になりますので、実際的に地域生活へ移行された方というのはこの期間の中ではいらっしゃらなかったところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という形でございます、国の基本指針や成果目標を踏まえ、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続して行ってまいります。医療関係者の方といたしましては、精神科医療に携わる関係者が参加されております。

こちらは活動指標といたしまして、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定しておりますが、昨年度は新型コロナウイルスの関係もありまして、3回計画したところ、1回の開催という形になっております。

また、②といたしまして、協議の場への関係者の参加者数という数字ですけれども、3ページを御覧ください。こちらも見込みの数値と比べまして、開催回数が1回になってしまっているというところで、年間当たりの人数がこちらの記載している人数となっております。

続きまして、3ページの下段、地域生活支援拠点等の整備でございます。本市では「第5期障害福祉計画」におきまして、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備について検討を進めてまいりましたと記載しております、第6期障害福祉計画でも引き続き目標としているんですけれども、令和3年度におきましては、こちらにつきましてはまだ検討を進めている段階というところで、具体的にこの場で御報告できる事項はございません。改めて、令和4年度以降に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。福祉施設から一般就労への移行等ということで、福祉施設の利用者の方のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方の目標を定めております。こちらに記載のとおりの数値となっておりますので、御確認をお願いいたします。

(5)といたしまして、相談支援体制の充実・強化等というところでございます。障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施に向けまして、基幹相談支援センターの整備について検討しますと記載しております。前回の地域自立支援協議会の中で、基幹相談支援センターにつきまして、今年度検討を進めてまいりたいということで、こちらでセンターの概要等を説明させていただいたんですけれども、障害福祉課のほうでも4月から体制が変わった部分もありまして、今回の自立支援協議会の中では触れずに、次回以降にこちらから改めて御説明等させていただければと考えております。

また、下段の相談支援専門員さんへの支援といたしまして施設代表者会、別



途施設の代表者の方が集まっている市内の会があるんですけども、そちらで相談支援部会という傘下の会がございまして、そちらで個別ケースの相談を行っております。大体月に1回ずつ、年12回という形で、市内の相談支援事業所の皆様にお集まりいただいて開催しているものになります。また、国や都などが実施する研修等につきまして、事業者様のほうへ情報提供させていただきますとともに、独自の研修会については今後の課題ということで検討させていただければと考えております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築ということでございます。国の指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所様が参入されている中、障害福祉サービス等の利用実態を把握し、利用者の方が真に必要なサービスを提供できているか検証を行うことが望ましいということで示されております。

本市におきましては、各種研修等を活用いたしまして職員の理解を深めますとともに、過誤請求等をなくすための取組や、適正な運営を行っている事業所様を確保するための取組といたしまして、審査の結果を分析して得られる過誤の発生件数ですとか、東京都が実施している指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づきまして、施設代表者会などの機会を通して事業者様へ助言指導していきますとさせていただきます。

今年の4月に今年度第1回の施設代表者会を開催いたしまして、特に事業所様への指摘事項が多い点ですとか、その辺りをこちらから御説明させていただいたところでございます。

また、市の職員の研修の参加の人数ということでも数値を定めておりまして、下段の数値となりますので、御確認をお願いいたします。

一旦、こちらで御意見等何かあればというところで、切らせていただきます。

【会長】 村山です。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。有馬委員、お願いいたします。

【委員】 有馬です。1番の施設入所から地域生活へ移行というところですけど、相談支援をやっている中でなかなか自分に合ったグループホームがないって、重度の方のグループホームがないので、どうしても施設入所を希望される方がいて、グループホームに入ったけど、そのグループホームがあまりにも劣悪で、施設入所に移った方もいる現状があるのを見ていると、本当にこの6人という数字がただの数字になるような気がして、相談支援をやっている中で、

グループホームの案内はいっぱい来るんですけど、じゃ、来るから、どうぞどうというのは言えない、それが現状じゃないかなというのは思っています。

【会長】 村山です。磯部委員、いかがでしょう。

【委員】 磯部です。同じく（１）の施設入所ですけども、死亡された方４名というのは年齢とか、施設で亡くなられたということなんですか。

【管理係長】 管理係長の畠山です。施設で亡くなられた方にはなるんですけど、この場では年齢のほうは資料としては用意してございません。

【委員】 結構新聞でも虐待の報道とかありますので、そこら辺、ただ亡くなったという報告だけじゃなくて、どんな形でというのは示していただけとありがたいなど。うちもグループホームで１人、３３歳で亡くなられたケースがあって、てんかん発作を持って、薬とか飲んでいて命にも関わる場面もありますので、そういう実態なんかもみんなでも共有しながら進めていけたらいいなど思っています。

それとあと、今、有馬さんのほうで言っていたグループホームがここ最近、後でも話が出ると思うんですけども、そういう意味では（６）の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組という、これが本当にサービス事業者、なかなか指導監査まではいけてないところもあるので、我々も事業所として質の向上について、市内の事業所と一緒に考えていかなきゃいけない感じがしていますので、そこら辺、皆さんの意見を聞きながら自立支援協議会でも真剣に取り組んでいく必要があるかなと思っています。これは意見です。

【会長】 村山です。ありがとうございます。先ほどの有馬委員の御指摘について何かもしお答えになることがあれば、管理係長お願いいたします。

【管理係長】 管理係長の畠山です。福祉支援係長が具体的にケースワーク等に対応しているところで、こちらのほうで詳しく御回答できないところもありまして、申し訳ございません。

基本的には、施設入所されている方はかなり重度の方が多いという認識でございます。ある程度やむを得ない事情で入所されている方も多いかと存じております。その中で、地域生活への移行というところで、確かに６人という目標達成というのは難しいのかなと考えているところではあるんですけども、グループホームの数等も今現在も増えている状況でございますので、その中でどうやって地域移行できるかというところも市として考えていければと思っております。

以上でございます。

【会長】 村山です。どうもありがとうございます。そのほかに御意見、御質問等、小田部委員お願いいたします。

【委員】 東久留米特別支援学校の小田部です。4ページの福祉施設から一般就労への移行等というところで目標値が出ているんですが、今、特別支援学校の高等部で進路担当の連絡会があるんですが、そこの中で全都の就労状況を見ると、令和3年度卒の方たちの就労率が大幅に下がったんです。

ずっと50%を目指せるんじゃないかって、49.8ぐらいまで3年前はいていたんですが、昨年ちょっと下がったんですが、今年というか、この間の卒業生についてはさらに下がっているという現状を考えると、感染症の影響もあってということだとは思いますが、あと在校生もかなり減ってきているんです。減ってきたということも就労率と関わっているかなという、これからもっと分析をしなければならないんですが、49、本当50を目指していたところが今46%台まで下がってきたというところがあるので、この見込み値がこれでいけるのかどうかというのが、全都的な状況を鑑みるとどうなのかというのがちょっとあったので、お話しさせていただきました。

【会長】 村山です。ありがとうございます。何かありますか。地域支援係長、お願いします。

【地域支援係長】 ありがとうございます。今回の令和3年度の実績のほうも、一般就労への移行者数16人という表示にはなっているんですけども、令和3年度中に年内で退職されてしまった方もカウントされておりますというところもあるので、就労の受入れとしては、企業様のほうも努力していただいて、受入れは進めていただいていると思うんですけども、障害をお持ちの方の状況等によっては長く継続が難しいような状況も出ているところで、こういったところでサービスのほうで拾い上げていくことができるかということも、東久留米特別支援学校様とも今後ケースのところでお話し等をさせていただきながら進めさせていただけるのではないかと考えております。よろしくお願いします。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほか御意見、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたら、ぜひ御発言ください。堀野委員、お願いいたします。

【委員】 東久留米市手をつなぐ親の会の堀野です。先ほど磯部委員がおっしゃいました地域生活移行者数の死亡4名というのがすごく気になっていて、今、手をつなぐ親の会の中では65歳問題というのが結構テーマになっておまして、65歳の壁というのがどうしても障害者にはありまして、65歳になったときに介護保険への移行とか、障害者の総合支援法のサービスをまた引き続き利用するのかとか、そういうことで私たちもたくさんまだまだ勉強しなきゃいけないことがあるなと感じていて、例えば65歳になったときに介護保険

への移行で、例えば特別養護老人ホームとか、有料老人ホームに移った人たちも地域生活移行者の人数に入っているのかとかはわかりますか。

【管理係長】 管理係長の畠山です。東京都からの基準では、施設を出られた方というのは基本的に地域移行という形でのカウントにはなるんですけども、その際も事由というところも記載しておりますので、実質的には移行という形ではないかもしれないんですけども、一応そういう形で数字としては計上されているかと認識しております。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。磯部委員、お願いいたします。

【委員】 磯部ですが、もしかしたら入っているというふうに捉えていいんですか。

【管理係長】 管理係長、畠山です。この場ではっきりとはお答えが難しいところであるんですけど、そういう可能性はありますというところです。

【委員】 あと、65歳のさっきの話についてはどこかで議論できるんですか。ここではないんだ。

【管理係長】 そうですね。ここには入ってないです。

【委員】 65歳問題については、今度、東京高裁でまた天海さんの裁判があるんですけども、岡山では65歳になっても福祉サービス、本人が求めるものは選んでもいいでしょうということになっていて、私も心配で、何度か障害福祉課の方たちと話をさせていただいて、財政的な問題はあるかもしれないけども、今のところ65歳過ぎても今のサービスは継続して使えますよというのが現時点なんですけども、今度の高裁でどうなるかによってまたちょっと影響があるんですが、総合支援法も本人が障害があっても自立して生きたいという、サービスを自分で自ら選びたいということが趣旨なので、ぜひ継続して利用できるようにしてほしいと思っています。そこら辺もまた議論ができたらいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。河野委員、お願いいたします。

【委員】 河野でございます。(4)の福祉施設から一般就労への移行等というところですが、令和3年度の実績で16名と書いてあるんですけども、内訳については三障害の方がどのくらいいらっしゃるのか。あと東久留米は今、2事業所の就労移行支援事業所があります。近隣の就労移行支援事業所を使っているというのもあると思うんですが、実態を教えていただけるとありがたいなと思います。

【地域支援係長】 就労移行支援事業所を通じているのは、下にある9人で、

2事業所さんからなんですけれども、障害の種別の細かい内訳が、今日は資料をここまで持ってきてないので、申し訳ないですが、すみません。

それで16人中9名が就労移行支援事業から一般就労に移られて、継続支援B型から移られているのが6名、合計すると15なんですけれども、あとはほかに生活訓練事業所さんのほうから1名、一般就労に移っている状況があります。13年度でいうと、身体・知的の方のほうが人数的には多いような形で考えています。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございました。そのほかいかがですか。臼井委員、お願いいたします。

【委員】 臼井です。ちょっと確認なんですけれども、(2)の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する保健・医療及び福祉関係者による協議の場というのは、どういった場を協議の場としているのかを確認させていただきたいと思います。

【主査】 主査の藤です。協議の場におきましては、既存の会議体でありました東久留米市精神保健ケア連絡会を協議の場として、令和元年度から会議を開いている状況でございます。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございました。臼井委員、今の御回答でよろしいですか。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。斎藤委員、お願いいたします。

【委員】 特に質問ということはないんですが、もう少し大きな意味合いでグループホームを考えるときによく言われる最近の問題として2つあって、1つは年次有給休暇を5日間取りましょうというところで、なかなか取りづらい状況があるということが1点と、それから先ほどちょっとどなたかの委員からお話がありました、重症化の方が多いという傾向にどうしてもなっているという中で、この大きな2つの課題について何か市のほうで考えているものがあるのか、場合によっては今、実際にグループホームをされている皆さんにおかれて、何か有益な情報や、また他市、他区、ほかの地域ではこんなことをしていますよみたいなことがあれば教えていただきたいと思います。

あと、それに付随して、グループホームを経営される方々、小規模も含めてですけれども、その方々も高齢になっておられて、そういった事業そのものを地域の中で継続していくのが難しいということも、中央といいますか、東京都の

23区の中においてもお話しいただいているところです。事業者さん、たくさんいらっしゃると思いますので、その辺り御教示いただければと思います。

【会長】 ありがとうございます。市として今のところのお考えがあればということと、あと委員の皆様からも情報があればということでしたので、どなたからでもお願いいたします。

【管理係長】 管理係長の畠山です。先ほど1点目でお話しいただきました休暇の関係につきましては、市としてもなかなか把握していない事項でございましたので、これから確認していきたいと考えております。

グループホームに入られている方の重度化等が進んでいるところでございますが、こちらは今、新たにグループホームを開設されたいという方の御相談をこちらで受けておまして、その際に市としてはそういう状況を事業者様のほうにお伝えさせていただきまして、できれば重度の方を中心に見ていただけるような事業者様を市内に開設してほしいという形でお伝えをしているところでございます。

ただ最近、東京都の説明会でも指摘されていたことではあるんですが、今までグループホームを経営されたことのない事業者様が新たに多く参入してきている状況もございますので、並行して、質の確保というところをどのように考えていくのかということも重視しながら、市としても事業所の開設の相談に当たっていただければと考えております。ただ、実際に指定に関しまして、東京都のほうで行っているものになりますので、市としてその辺の意見を付記させていただいているところでございます。

以上でございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほか、情報をお持ちの委員がいらっしゃいましたら、ぜひ。高原委員、お願いいたします。

【委員】 私は精神障害者の方のグループホームの世話人をやっておまして、今ちょっとお話をいただきました5日間の休みが取れるのかどうかというところですがけれども、現在、8人定員でやっているんですけども、順調で職員体制が取れていればできるんですけども、ちょっと具合の悪い方が出てこられますと、そういう方から目を離すことができないという状況になりまして、それは事態が収まるまではいろいろ病院に相談したりですとか、市役所さんとか支援センターとか、いろいろ相談しながらやっていかないといけないものですから、休みは計画的に取れるかということ、ちょっと難しい部分があります。

あと、精神障害のグループホームでは、3年間の訓練を行った後、一般のアパート、マンションで暮らすということを目標とする、そういう制度を東京都では割合と一般的にやられておまして、病院から退院してグループホームに

入って、3年間一緒に生活をして、その後、一人立ちという形ができるといいんですけれども、そういう形ができられる方は、私どもの支援の内容だけでなく、入られる方の病気の重さですとか、いろいろ抱えておられる課題とか、そういうことによってもまた変わってくるものですから、グループホームに入っただけなのは大体ここからこの間の方でしたら3年間でひとり暮らしが可能だろうという方にできるだけ入っていただいているんですけれども、実際はなかなか難しく、病状がちょっと悪くなって入院されたり、あるいは何回か入院を繰り返してもちょっと難しいと、グループホームは諦めて、入院に戻るといふ方もありますし、最近はあるまいんですけれども、中には亡くなられる方もおられまして、そういう難しさがあるということです。

それから、職員体制はいろいろ、ハローワークですとか求人をお願いしていることもあるんですけれども、特殊な仕事といいますか、ちょっと向き不向きがあるような形の仕事でして、向いている方を見つけて採用し、さらには引き継いでいくということはなかなか大変なことなんだなということをこの頃ちょっと思わされております。

【会長】 村山ですが、ありがとうございます。磯部委員、お願いいたします。

【委員】 うちのグループホームは知的と身体と両方の方で、今、27名の方が暮らしています。先ほども言ったように1人亡くなられたので、本来は28名なんですけども、4ユニットでやっています。

勤務形態については、変則勤務させていただいて、一つおっしゃったように有給の5日制なんですけども、それは職員とも話し合ったりとか、あと体制を取るということで、昨年度から取れるようになりました。夜間の休憩とかいろいろ問題もあるので、本当にその都度その都度、職員とも話し合いながらやってきているかなと思っています。

重度化に関しては、医療的ケアの利用者もいます。胃ろうしていますね。食事を口で食べていたんですけど、肺炎とか起こしていたので、胃ろうすることでそこら辺の命に関わるような場面が少なくなってきたので、逆に住みやすくなってきているかなと思っています。

あとは自閉の方たちとかもおられるんですけども、基本的には建物を建てる段階から環境をきちっと整えていかないと、無理なところに住むのは駄目だろうということで、ある程度きちっと個室を保障して、利用者もスタッフもストレスのないような環境をまずつくって取り組んできたのと、あとうちの利用をしている人たちは住み慣れた地域でということろで、地域のいろんな人たちと関わりを持って暮らしてきた中で、人とのやり取りとか、人に対する信頼とい

うところではしっかり身につけてきておられますので、障害は重いんですけども、1種、1級とか1度の方もいるんですが、やり取りは本当にできているなということなので、グループホームの話もただ単に成人のことだけ切り取るのではなくて、幼児期から学齢期、成人期になって、住み慣れた地域やいろんな人たちと関わって生きてきたということを大事にしながら、支援をしていくことが肝要かなと思って取り組んでいます。

今、営利企業のほうが土地とか早めにとってしまうので、私たちもつくってほしいという声はあるんですが、なかなか新しいユニットをつくることができないので、ちょっと頭を抱えているのが現状です。そんな感じです。

【会長】 村山です。ありがとうございます。このことでもう1件御発言おありの委員がいらっしゃいましたら、お願いします。

それでは、P D C Aの続きに進みたいと思いますので、また事務局から御説明をお願いいたします。

【管理係長】 管理係長の畠山でございます。P D C A表の6ページを御覧ください。こちらからは国から示された推計方法によりまして、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態及び事業者アンケート、調査結果に鑑みて算出したしました令和3年度以降の事業量の見込みと、その実績について記載しているところがございます。こちら第6期の見込みに関しまして、過去の数値なんですけれども、こちらはあくまで見込み値となっておりますので、目標値という形でありませぬので、そちらだけ御留意ください。

まず、6ページ、7ページが訪問系サービスに関してでございます。訪問系サービスに限らずですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度、3年度につきましては実態の数値が反映されていないところもございませぬので、そちらも御承知おきいただければと思います。

主なところだけピックアップしてお話しさせていただければと思います。まず居宅介護、こちらは通常のお家に対するホームヘルプといったところなんですけれども、こちらは令和元年度までは利用者の方が大分増えていたというところなんですけれども、令和2年度、3年度に関しましては特に変わらずという形で推移しているところがございます。

重度訪問介護、より重い方に対する介護というところも、特に継続して、変わらずという形になっております。

7ページに移っていただきまして、同行援護、行動援護、こちらも令和2年度3年度につきましては、特に利用されている方は変わっていらっしゃらないという傾向でございます。

一番下の部分です。見込量確保に向けての方策というところなんですけれども、



こちら訪問系サービスに限らないことではあるんですが、福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況につきまして、事業者様と連携して人材の確保に努めますということで記載しております。

市としても、事業者様と連携して仕事フェア等を開催しながら、人材の確保という形で進めていっているところではあるんですけども、昨年度も仕事フェアに関しまして、新型コロナウイルス感染症の関係で直前で中止ということもございまして、なかなか苦慮しているところがございます。

続きまして、8ページ以降が日中活動系サービスでございます。まず、8ページの生活介護、こちらも順次増えるという見込みで記載しているんですけども、令和2年度、3年度に関しましては特に変わらずといった数値になってございます。

生活介護に関しましては、あまり新型コロナウイルス感染症の影響はなかったものと考えております。

8ページ、9ページにかけての自立訓練につきましても、特に変わらずに推移しているところがございます。

10ページ以降が就労系のサービスになりまして、就労移行支援につきましては、令和3年度は3月の実績としてかなり減少してしまっているんですけども、この3月はかなり新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期でもございますので、タイミングによっては数値が変わってくるのかなと認識しているところです。

10ページと11ページのA型、B型に関しましては、利用されている方は特に変わらずに推移しているところがございます。

11ページの最後、就労定着支援に関しましては、利用者の方も順次増えておりまして、こちらの定着率が実際に3月に利用されている方の1年後の定着率という形になっているんですけども、定着率はかなり高い状況になっているところがございます。

12ページの療養介護は、特に変わらずに推移しているものと考えております。

あと、短期入所が新型コロナウイルス感染症の影響をかなり受けておりまして、使われる方がかなり減っている状況でございます。こちら一番下の欄に記載しているとおり、福祉人材の不足というところと、あと障害者の方の高齢化・重度化に伴う利用者の増加ですとか、特別支援学校様の卒業生の進路希望の増加による生活介護の定員の不足が予想されますというところで、市としても新たに新規開設の御相談で事業者さんがいらっしゃった際には、生活介護、あるいは就労継続支援B型の事業所を主として開設を望んでいるんですがとい

う形でお話はさせていただいているんですけれども、なかなか今、現実的に開設が進んでいないという状況がございます。

続きまして、13ページが居住系サービスになります。まず、上の自立生活援助はこれまでずっと実績がゼロで、令和3年度も3月の実績はゼロになっているんですけれども、年度途中で利用された方が初めていらっしゃいまして、これから順次増えてくるのかなと考えているところでございます。

下の共同生活援助（グループホーム）に関しましては、順次利用者の方は増えているところでございまして、市としても、相談の際には重度の方の受入れが可能なグループホームのほうを増やしていければとお伝えしているところでございます。

後ほどまた改めて御説明させていただくところであるんですが、平成30年4月より新しく日中サービス支援型のグループホームという形で、重度の方を支援するグループホームの類型が加わりまして、市のほうにも幾つか具体的な開設の相談をいただいている状況でございますので、グループホームにつきましては少し数が増えてくるのかなと考えているところです。

14ページの施設入所支援につきましては、先ほど御説明さしあげたとおりとなります。

一旦こちらで終了させていただければと思います。

【会長】 村山です。ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等おありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。磯部員、お願いいたします。

【委員】 磯部です。先ほどあった共同生活援助の中の日中サービス支援型については、後でまた説明があるのかな。

【管理係長】 管理係長の畠山です。そうですね。資料もお配りしておりますので、その他のところで触れさせていただければと思います。

【委員】 先ほどの話と同じになってしまうんですけれども、いろんな事業所が入ってきているということなので、単純に言えば、増えてよかったですねとかなかなかならないので、自立支援協議会としても利用者や家族の方たちの声を聞くと、先ほど有馬委員からもあったように合わないとか、いろいろあるので、そこら辺も一緒に考えていかないといけないかなと。増えるということで喜ぶんじゃないなくて、しっかりと質を担保するということも同時に考えていかなくちゃいけないかなと思っていますので、よろしく申し上げます。

【会長】 村山です。ありがとうございました。そのほか御意見、御質問等おありの委員いらっしゃいましたら、お願いいたします。小田部委員、お願いいたします。

【委員】 東久留米特別支援学校の小田部です。今後、地域生活支援拠点等の整備というのをやられていくとは思いますが、在学中から短期入所とかを使うことで、将来の生活をイメージすることができるようになるんじゃないかと思うと、短期入所、コロナの影響でなかなか使えないということもありますけれど、短期入所を充実させていくことが、逆に地域生活支援拠点等の整備のほうにも広がっていくのかなと。在学中に体験入所とかやっていると、将来グループホームで暮らすとか、独り暮らしとか、そういうところをイメージする経験ができるかなと思うので、短期入所はすごく大事なので、そういう辺りの充実をお願いしていきたいと、思っております。

【管理係長】 管理係長の畠山です。地域生活支援拠点の整備に触れていただいたところでもありますか、地域生活支援拠点の機能といたしまして、地域での生活体験の場の提供ですとか緊急時の受入れという機能がございます。そちらを担うのが短期入所のサービスが大きいのかなと、市としても認識しているところでございます。

また、先ほど来申し上げております日中サービス支援型のグループホームにつきましては、短期入所の併設が必須となっておりますので、そちらがもし順次開設されてきたとすると、短期入所のほうも少しずつ増えてくるのかなと認識しているところでございます。

以上でございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。小田部委員、お願いします。

【委員】 すみません、もう一つ言おうと思ったことを忘れてしまっていて。本校のように全員就職を目指すようなタイプの学校の生徒さん、軽度の方たちが多いです。レスパイト的に、どちらかというと施設的に生活がルールで、時間で動かなければならないようなところで体験すると、将来の生活のイメージって持ちづらいので、少し緩やかなというか、施設ではなくて、シェアハウスのような体験ができるようなショートステイの場所があると、将来の生活をイメージしやすいかなと。

レスパイトというふうになると、どうしても施設が一体型になったようなところでの体験になってしまうので、そうではなくてもうちょっと家庭とか、将来の生活をイメージできるような短期入所先ができてくるといいなというのは思っております。

【会長】 村山です。どうもありがとうございます。そのほか御意見、岡野委員お願いいたします。

【委員】 あっ、ごめんなさい。

【会長】 先に内藤委員、お願いいたします。

【委員】 ハローワーク三鷹の内藤と申します。7ページの同行援護か行動援護という形になってくるのか、実はハローワークのほうで聴覚の障害の方に対して仕事を紹介したときに、手話通訳の方が一緒に同行してもらいたいというのがあるんですけど、どうしてもハローワークのほうではそこまではできないので、ぜひこういった援護のほうをぜひ、面接に行くときとか、そういったときにも同行していただけるようなことを多くやっていただければいいかなというのが1点。

もう1点、就労定着支援のほうに出ているんですけど、障害者の方が就労するに当たっていろんな不安とか抱えていると思います。就労定着支援をすることによって長い就労につながっていく、定着率が高まるというのがありますので、ぜひこちらのほうも多く進めていただければいいかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

【会長】 村山です。ありがとうございます。では、岡野委員、お願いいたします。

【委員】 社会福祉協議会の岡野ですが、ちょっと不勉強で悪いんですが、福祉サービスを利用されていて、事業者がキャンセルをしている件数というのは把握しているんですかというのを知りたかった。本人からのキャンセルというのは当然あるんでしょうけど、事業者がキャンセルをしている、活動ができませんでしたということ把握するようなことはしているんですか。ちょっと別のことになってしまうのかもしれないんですが。

【管理係長】 管理係長の畠山です。キャンセルというと、具体的にはどのようなイメージになりますでしょうか。

【委員】 イメージとしては、例えば精神の方が、ヘルパーとかやたらに日にちを変更されているようなイメージがあったりとか、そういうイメージ。あと、自立をされてなかったような形で、そうすると本人からのキャンセルだったのか。障害のある方なので、本人から申し出たのか、相手側から申し出ているのかというところで、さっき新しい事業所ができてきている、質の向上というふうに考えるのであれば、事実上しっかり提供されているのが前提だとは思いますが、施設や事業者側からのキャンセルを把握すべきじゃないかという認識がちょっとあったので、どうなのかなと思って質問しました。

【管理係長】 管理係長の畠山です。お時間いただきまして、すみませんでした。

総合支援法上は、正当な理由なくサービスを提供しないということは認められていないかと思っておりますので、事業所のほうからサービスを拒否するということは基本的にはないものと考えているんですけども、昨今の新型コロナウイ

ルス感染症の状況で、例えば濃厚接触者になったのに来てくださいとか、そういう状況でのキャンセルという部分で御連絡をいただいたりということは把握しているんですけども、あとどちらかがというのは具体的には今のところ把握はできていないのかなというところですよ。

【会長】 村山です。ありがとうございました。そのほか御意見、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。高原委員、お願いいたします。

【委員】 今、岡野委員のほうからキャンセルということでしたけれども、キャンセルといいますか、事業所のほうで障害を持たれている方に支援をするときに人手が足りないとか、そういうことがありますので、そういうときはお断りせざるを得ないんですけども、もう一つ、こちらの技量としてきちんとした支援ができないのではないかとというふうに考えられる場合もあります。そういうときもキャンセルというか、お断りをしてしまわないといけないときがありまして、それはこちらのほうもいろいろ悩ましいところではあるんですけども、そういうこともあって、それがいいような形でいけばいいと思うんですけども、実情はそういうことは考えざるを得ないという、そんな状況もあるかと思っております。

【会長】 村山です。ありがとうございました。関連して何か御発言等ありであれば、お願いいたします。すみません。私、今、関連してと言ってしまいましたが、関連しなくても、今の一連の管理係長の御説明で何かありでしょうか。

では、時間のこともありますので、続きに進ませていただきます。お願いいたします。少々お待ちください。

【地域支援係長】 ちょっとお時間もありますので、残りの部分は次回に回させていただきます。と思います。

【会長】 分かりました。ということですので、時間のこともありますので、今日このPDCA表を全て検討するというのではなく、次回に回すということですので、もし今日この場で今日のうちにどうしてもという御発言があれば今出していただいて、もしないようでしたら、今日のPDCA表の検討は一旦これで終えさせていただきたいと思いますが、この場でどうしてもというのがもしおありであればお願いいたします。斎藤委員、お願いいたします。

【委員】 すぐ終わりますので、一言だけ。入居者等の数字が出ているところですけども、とどのつまり、結局入居される方を御支援する人というのが必要になってくるわけで、そういった担い手の育成や養成について特にここには書かれてないわけですけども、そういったところは実は非常に重要なことと思っ

ているんです。近くに社事大もありますし、それこそ会長の大学もありますし、協力する体制はやろうと思えば幾らでもできるのかなということが1点。

それから、先ほど会話の中に地域で育てていくという話があったと思うんですけども、これは令和2年に東久留米市のほうで空き家等の対策計画というのが出ていると思います。例えば育成、養成していく中で、地域の中で暮らしていくというところで、今いろんなディベロッパーなどが、先ほどのお話ですと、土地がないとかいう話があったかと思うんですけども、そういった空き家というのは比較的皆さんの住宅の中にあたりとか、今、東久留米は大体世帯数に対して11%が空き家になっている状況なんです。空き家バンクというのがあります。そこで見ると、そのようになっています。

そうすると、例えば幾つかの中でそういったことをリノベーションして、養成して、日中とかそういうところにサービスで提供してあげる。それで養成した方々が東久留米を好んでくれて、そのまま住んでいただけるであるとか、そういう方策というのも育成の観点からこれから必要になってくるのかなと思っておりますので、また皆さんに知恵をお借りしながら進めていただければと思っております。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございます。関連して御発言がもしあればお願いいたします。堀野委員、お願いいたします。

【委員】 先ほど特別支援学校の先生がおっしゃいましたように、シェアハウスみたいな軽度のお子さんが宿泊できるような施設って東久留米にはあるんですか。

【会長】 村山です。これはどなたに聞けばいいでしょうか。もし情報があれば、事務局でもどなたでも。

【管理係長】 管理係長の畠山です。市としては認識していないところがございます。

【委員】 ありがとうございます。今日、隣で空き家の委員会をやっているみたいですけど。

【委員】 ちょっと聞こえますか。そういうものも使えばいいんじゃないということなんですよね。

【会長】 有馬委員、お願いいたします。

【委員】 やっぱりシェアハウスみたいなのが軽度の方とかは理想だと思うんですけど、サービスに当てはめようと思ったときにないですよね。実際うちも日中一時のスペースを借りるときに、短期入所も考えたんですけど、短期入所の要望がとても多いので、一軒屋で1人とか2人でできたらいいかなと思って

考えたんですけど、単価を見たらやればやるほど赤字になるというのが現状で、できなかったんです。だから、制度の問題もすごくあるんじゃないかなと思います。

【会長】 村山です。ありがとうございます。堀野委員、お願いいたします。

【委員】 今、有馬さんがおっしゃったように、障害者の居宅支援事業所が、例えば介護のほうに参入するのって、単価がすごく低くて、やればやるほど赤字になっちゃうから、やらないというところがあるんですけど、逆に介護保険事業所が障害者サービスに足を突っ込んでくるというのはありなんですよ。最近、いいと思うんですよ。なので、例えばそういうところに高齢者福祉をやっている事業所が障害者福祉に片足を突っ込んできているところも、結構全国的に今増えてきているんじゃないかと思うんです。

逆に、磯部さんに聞きたいんですけど、共生型のグループホームって最近、例えば365日ずっと住んでいても、例えば帰るお家の親が老人ホームに入っちゃったとか、お亡くなりになっちゃったという方で、ずっとグループホームに365日住んでなきゃいけないという人たちが多分、今後増えてくると思うんです。だからそういうところも増やしていかないといけないんじゃないかと思うんですけど、その辺、いかがですか。

【会長】 磯部委員、お願いいたします。

【委員】 今うちの利用者で親がいない方とか、もう見られないという方は5人ぐらいいるんです。ただ、何でもかんでもグループホームで見られるわけではなくて、先ほど胃ろうの話の利用者がいたんですけど、もう1人いたんですけども、その方は、先ほどスタッフの話もあったんですけども、スタッフと親との関係があって、口から食べたいという願いがあるんだけど、そうすると肺炎になっちゃうのでということで、スタッフは割と学生が多かったりパートが多いので、申し訳ないけどもっと医療的のところ、本人の命が安全なところということで、そちらのほうに行った人もいます。だから多分、随分昔なんだけど、末期がんの方も最期までみとったりとかしてきているから、そういうケースを一つ一つ積み重ねていくことがとても大事なかなと。

結果として、365日見るということもうちのほうでは考えているし、実際やっているの、障害のある人たちは障害が重くても暮らせるんだという、そのイメージづくりをしていかないとね。大変だということが前面に出ちゃうとなかなか厳しいんだけど、周りの有馬さんのところの事業所にも手伝ってもらいながら何とかやってきてくれるし、1日1日を大事にしていくということが、結果的には365日につながるんじゃないかと思っているのが一つ。

あと、空き家も大事なんですけど、今、大阪のほうでマンションでグループ

ホームをやっていた事業所が消防法で引っかかって、マンションの自治会から出てほしいという話もあるんです。だから、何か事件があったり火災があったりするたびに、グループホームの基準がすごい厳しくなっているのは事実なので、そこら辺、今、東久留米市は財政的になかなか厳しいので、市の単独の部分はないんですよ。

だから、となるとやっぱり法人とか事業所が独自でやらなきゃいけないというところがあるので、そこら辺を自立支援協議会の中で話をしながら、障害のある人が安心できるというか、皆さんが安心できるような仕組みみたいなものをつくらないといけないかなと思っているので、そこは一緒に考えていただけるとありがたいと思います。いいですか、こんなので。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。関連して御発言どうしてもというのがおありであれば、お願いいたします。

では、今日のPDCA表の検討はこれで一度終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

次第の5番のその他ということで、事務局のほうで用意してくれている議題は4番の協議事項のみなんですけれども、もし委員のほうで何かおありであれば、お願いいたします。

それでは、事務局から事務連絡になるでしょうか。お願いいたします。

【地域支援係長】 事務局より御連絡があります。ちょっと早めにいきます。今年度のまず協議会のスケジュールのほう、資料を御用意できたらよかったですけれども、今、口頭で御説明させていただきます。

今年度全体で、今5回開催を予定しています。次の協議会は7月21日、3回目は11月14日、4回目は市民参加型になるんですが1月26日、第5回目を3月6日に今予定させていただいております。いずれも日程の変更の場合がございますが、その場合は速やかに御連絡いたしますので、できるだけ御参加いただきますよう、よろしく申し上げます。

重ねて、本日、会場の変更になったのを連絡していなくて申し訳ございませんでした。

あと次は、2点目、新型コロナウイルスの感染症以降、地域自立支援協議会主催の研修会を実施しておりませんが、今年度予算はありますので、感染症対策を行った上で実施を検討しております。ぜひ委員の方から研修の内容等について御提案いただければと考えておりますので、何か研修内容の御要望等ございましたら、地域支援係のほうまで御連絡いただければと思いますので、よろしく申し上げます。



3点目、先ほどのPDCA表の説明のときにも畠山のほうからさせていただいたんですが、参考資料のほうを御覧いただきながら御説明させていただきたいと思います。参考資料の共同生活援助の概要です。

日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)についてですけれども、共同生活援助(グループホーム)は類型が分かれていまして、介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型というものがございまして、そのうちの日中サービス支援型が平成30年度に新たに定められた類型の一つになります。こちらは重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として創設されておりまして、重度の障害者に対して、常時の支援体制を確保することを基本としています。

運営に当たっては、地方公共団体が設置する協議会等による評価が必要とされています。現在、市のほうに日中サービス支援型グループホーム開設の御相談をいただいております。今後、開設に当たって事前に評価をしていく必要があります。評価の実施について、本協議会のほうで今後実施していくことにさせていただきたいと思っております。地域自立支援協議会の日程のときに、日中サービス支援型のグループホームの開設を希望する事業所に御出席いただいて、事業計画やそれらの資料の配付や説明を行っていただいた後に、委員の皆様より質問や御意見、あと運営に関する要望等を行っていただくことを現在想定しています。

ただ、本市において、日中サービス支援型の事業所の開設について意見をやっていくことは初めての取組になりますので、現在都内で行っている他区市町村の取組等も調査して確認していきながら、実施していきたいと考えております。

次、4点目は桑原のほうからお願いします。

**【障害福祉課長】** 障害福祉課長、桑原のほうで少し触れさせていただければと思います。

「ミライロID」という、今、両面刷りのものをお配りさせていただいております。デジタル庁といったことを始めて、デジタル化という言葉が結構言われている昨今ですけれども、これは障害者手帳をアプリに落とし込むというものになっております。障害のある方の社会参加を促すという中で、障害者手帳を用いた割引制度といったものも様々ございますけれども、障害者手帳の紛失とか、紙様式による手帳の破損であったりとか、あとは町なかで出すといったことに抵抗を感じる方もいらっしゃるという背景の中で、こちらは民間企業が開発した障害者手帳アプリの提示をもって確認書類とするといったものになってございます。

これは一部の自治体で活用されているということを私どもも耳にしております、現在、これをどうするというわけではないんですが、こういったものがあるということを自立支援協議会のほうに本日御紹介させていただければと思いまして、簡単なものですが、これはホームページのほうの印刷になりますが、御配付させていただいております。

裏面のほうにある機能といったところで行くと、所有する障害者手帳の登録であったりとか、あとは使用される福祉機器等の登録、それから身体特性に応じた情報の取得といったことが書かれておりますけれども、こういったものを利用できるものがあるということでございます。

あくまで情報提供といったことで、自治体によっては導入しているということもありますので、例えば東久留米市でもというお話もいただくかもしれないといったことで、今日御紹介をさせていただいております。

また、こういったものがあるということに関して、皆さんのほうで情報があたりとか、こういったものはどうなんだろうということで御意見等があれば、事務局のほうにお寄せいただければと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。ただいまの事務局の御説明で何か御質問おありであれば、お願いいたします。磯部委員、お願いします。

【委員】 日中支援型の先ほど言った事業計画、ここで説明会ということで初めてなんですけども、町田市でその資料をいただきましたので、障害の重い人たちだし、日中と夜間と両方見るという意味ではすごく大事な事業ですし、継続性というのが問われるので、ちょっと参考にさせていただければと思うので、また後でデータを渡しますので、ぜひ事前に事業所に書いてもらってという形でやればいかなと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。

すみません、1分過ぎてしまいました、それでは本日の議題はこれで全て終了です。議事進行に御協力いただきましてどうもありがとうございました。

追って事務局から議事録の確認があると思いますので、委員の皆様におかれましては議事録の御確認をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これにて閉じさせていただきます。

— 了 —